

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第33回 議事録

1 日時：平成20年2月26日（火）17：00～19：00

2 場所：霞ヶ関東京會館

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

大山 永昭（主査代理）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、華頂 尚隆、河村真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、長田 三紀、中村伊知哉、堀 義貴、福田 俊男
（以上20名）

（2）オブザーバー

柏井 信二（いまじん）、川添 雄彦（NTTサイバーソリューション研究所）、吉川 治宏（三井物産）、澤田 隆治（日本映像事業協同組合（JVIG））、寺島 高幸（テレコムスタッフ）、中村 秀治（三菱総合研究所）、元橋 圭哉（日本放送協会）、森澤 広明（日本映像事業協同組合（JVIG））、安江 憲介（サイエント ジャパン）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、中田政策統括官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

【大山主査代理】 ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会第33回会合を開催します。委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、村井主査がご欠席ですので、主査代理の私が進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日もご欠席される委員、ご出席いただいているオブザーバーにつきましては、いつもどおり席上に配付させていただいた資料のとおりです。ごらんください。

本日は取引市場ワーキングにおける検討状況についてご報告をいただき、議論を行いたいと思います。まず、取引市場ワーキングにおける検討状況につきまして、主査を務めていただいている中村委員より、ご報告をお願いします。続きまして、本日は、番組製作者の方々にオブザーバーとしてご出席いただいておりますので、番組製作者のお立場からのご報告をい

たきます。そして、ご報告がすべて終わった後で、まとめて質疑応答とさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず、事務局から資料の確認をお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 資料1、コンテンツの取引市場形成の議論の進め方について、中村委員の資料でございます。それから、資料2-1、テレコムスタッフの寺島様の資料。資料2-2、柏井様の資料でございます。それから、資料2-3、同じく柏井様の資料でございます。それから、最後に参考として、日本映像事業協同組合さんのパンフレットと会員名簿を配付させていただいております。本日の配付資料は、以上のとおりでございます。

【大山主査代理】 ありがとうございます。それでは、中村委員から、取引市場ワーキングにおける検討状況についてご報告をお願いします。

【中村委員】 前回までの委員会と、ワーキングでの議論を復習いたしたいと思います。繰り返しになりますけれども、議論の出発点として、放送コンテンツの流通を促進するために、何らかの制度、例えば事前の許諾に代替し得る簡便な手続ですとか、コンテンツ製作に係る何らかの制度などが必要ではないかということがありました。このため、委員会において、海外のコンテンツ流通に関する制度、例えば外注規制のようなものとの比較を行って、我が国の状況を踏まえて、まずは民間主導によるトライアルを実施してみるべきではないか。許諾権を前提とした権利関係情報の集約や公開が必要ではないかということを経験的な立ち位置として確認したと認識しています。

トライアルといいますが、データベースをつくるバーチャルな取り組み、あるいは、公募によって製作、流通を促進するやり方、また、リアルな売買の場をつくる、いろいろなアプローチがあるわけですが、このトライアルのうち、データベースをつくってバーチャルな市場をつくるものについて、まず、放送事業者が製作したコンテンツについて検討いたしました。

この点について議論になったのは、こういうコンテンツは、放送事業者が多数の者がアクセスできる市場に出すとなると、自らの収益機会の損失を招く行為となりかねないという点でありました。こういう状況の中で、自らコストとリスクを負担して放送コンテンツの流通市場を立ち上げる意思のある人はいるのか。仮にいないとなると、現在の相対取引が最も適切な取引のあり方ではないかという意見もあったところです。

市場の立ち上げに必要なリスクやコストのあり方については、ブロードバンド事業者の方々の意見をまず伺いました。基本的には、リスクやコストの負担が可能であるのは、効果が確実に見込まれる範囲だという趣旨の意見が大勢であったというふうに考えております。

前回申し上げましたとおり、この点については、ブロードバンド事業者以外の方々に、コンテンツの流通を手がけている方々にも意見を伺う必要があります。前々回には、この委員

会で東北新社さん、テレビバンクさんにお越しいただいたところです。主なその場での意見としては、放送コンテンツのネット配信について、消費者ニーズは高いのではないかと。こういうニーズとか事業性を確認する意味で、トライアルが必要ではないかという意見がある一方で、著作権関連情報の集積が、即取引につながるわけではなくて、そういうデータベースの運営によっては、既存事業者の脅威となることもあり得るのではないかとか、データベースの構築によって、どの程度の収益が期待できて、そのために、だれが、どの程度のコストを負担するのかまだ不明確だという意見。そもそも、違法流通を放置したままでネット配信等の拡大に努めても、どの程度の市場拡大効果が見込まれるのかといったご意見、ご指摘もあつたと記憶しています。

そこで、今日は、番組製作者の方々にお越しいただいておりますので、具体的には3点ばかり、コンテンツ取引の現状についてどういうふうにか考えるのか。相対取引を基本とする現状をどのように評価するかということ。2つ目が、コンテンツ流通を促進することに係るリスクとコスト負担について、自ら流通の主体となって取り組むことについてどのように考えるか。3つ目が、取引市場データベースの構築、あるいは、それに関する検証のトライアルといったコンテンツ取引市場の形成に向けた取り組みに対して、どういうふうな意向をお持ちかといった点について伺えればと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、これまでの委員会の議論におきまして、コンテンツ取引市場のトライアルとして3つほどのパターンが出てまいりました。すなわち、1つ目は、今日話題としておりますコンテンツ取引に必要な情報を集約・公開する機能を持つバーチャルな市場、データベースつくるといったトライアル。それから、2点目は、現在、AMDのほうで実施しておりますような公募して製作、流通をするというコンテンツの新たな製作、流通のあり方に関するトライアル。それから、3点目は、コンテンツの現物をマーケットとして一堂に集めて取引を行う、売買を行うリアル市場に関するトライアル、この3つです。データベースと、公募と、リアルという、この3つなんですけれども、次回、また次々回には、私のほうからこの3つのトライアルの相互関係と今後の進め方について改めて整理しまして、ワーキングでご議論いただいた上で、委員会の場でご報告したいと考えております。

私からは以上です。

【大山主査代理】 ありがとうございます。それでは、ただいまの中村委員の説明にありました項目につきまして、番組製作者の方からご意見を伺いたいと思います。本日は、テレコムスタッフ代表取締役の寺島様、いまじん代表取締役の柏井様、日本映像事業協同組合理事長の澤田様にお越しいただいております。

なお、意見交換は、ひととおりご報告いただいた後で行いたいと思います。

テレコムスタッフの寺島様は、全日本テレビ番組製作社連盟の副理事長、そして、株式会

社クリエイターズ・プラスの取締役も務められておられます。

また、いまじんの柏井様は、全日本テレビ番組製作社連盟の理事、株式会社クリエイターズ・プラスの代表取締役を務めておられます。

それでは、お二人で30分程度でご発表をお願いしたいと思います。お願いいたします。

【寺島オブザーバー】 ご紹介いただきました寺島と申します。このような我々製作事業者の意見をお聞きいただける場を設けていただくこと、大変感謝いたします。

では、資料に沿ってご説明いたします。私の説明は、中村委員のおっしゃったところに即決、即答ということではなくて、今、我々製作事業者がデジタル・コンテンツの流通に関してどう対応しているか、どうしなければならないかというふうな概況的なこととお話した後、柏井が具体的なお話に持っていきたいと思っております。

製作プロダクションは今何をなすべきかという表題になっております。

1ページ目、製作プロダクションの現状ということ、皆様、耳にたこができるほどお聞きいただいているとは思いますが、改めてここで少しかいつまんでお話しさせていただければと思いますが、左側が陰で、右側が陽としてあります。この陰のところ、我々製作プロダクション、製作事業者が大変経営基盤が脆弱で、資産は人的資産のみという、非常に我々自身を矮小化するような表現をしたことに関して、ちょっと経緯がありますので、しばらくお聞きいただけますでしょうか。

放送と通信の融合、提携ということが叫ばれた中で、放送事業者と通信事業者が華々しい攻防戦を繰り広げました。その中で、何百億、何千億という数字の額が飛び交う中で、ほんとうに経営規模が小さい、製作現場で働いている働き手だけが資産であるような我々プロダクションが、そういう大きな議論の蚊帳の外にいて、一体これから我々の放送現場はどこへ持っていかれてしまうのだろうかというふうな、呆然と立ちすくむようなことがありました。

それと、この委員会でのご議論にもあったと思えますけれども、コンテンツ流通に関して、これは資金的、人的資源も必要である事業ですから、コンテンツの流通の関する販売管理に関する事業を、経営基盤が脆弱なプロダクションにそれを負託するのは過酷ではないかという議論も行われたと聞き及びます。

さらに、このところ、さまざまな形で放送産業、もしくはコンテンツ産業ということがビジネスとして考えられる中で、我々製作事業者、いわゆるプロダクションの歴史は、分裂の歴史ではないか。小さなプロダクションがたくさんあることは確かですし、さまざまな形での分裂はしております。その分裂は、自らの経営基盤の弱体化を招くのではないか、何とかいい形での経営基盤の再構築ということを考えなくてはいけないという形で、局の収納の方からご激励、ご叱責をいただいたこともあります。

そういった意味で、確かに我々製作会社は、ほんとうに脆弱、零細企業者が多いです。た

だ、振り返ってみれば、我々はやはり放送というものに高い志を持って、それぞれのプロダクションがある種の独自性、オリジナリティーを持って放送番組を製作、供給するというところで成り立っている。そのことによって、放送の多様性が成り立っていると我々自身は考えております。経営基盤が弱い、ですから経営が非常に難しい、ですから、経営と創造、マネジメントとクリエートの間で非常に腐心している製作集団が、今の放送界を支えているとお考えいただければと思っております。

例えば、我々が所属するＡＴＰでは、１１３社の会員社があり、１万人弱の、直接のつくり手が所属しております。そういう者たちが、いかに今後、よいデジタル・コンテンツを供給していくかということが、今、我々の大きな課題だと思っております。

ほかに言えば、著作権法及び独占禁止法のガイドラインにもあるように、コンテンツ資産が我々自身の、我々製作者が作ったものは、著作権はそこに帰属するとされておりますが、やはり放送局と我々との相対取引の中で、委託・受託、発注・受注の関係の中で、なかなか著作権がとれない。ですから、コンテンツ資産が蓄積できていない、これが実情です。

さらに、メディアの多様化の中で、例えば、商業放送で言えば、企業の広告宣伝費が限られた中で、パイの取り合いになるわけですから、それがメディアの多様化、地上波、ＢＳ、ＣＳという形で、放送に限っても、そのランクが落ちれば落ちるほど１ケタ数字が小さくなるということで、メディアは非常に多様化しましたがけれども、製作費の低下が抑えられないという状況があります。

ＮＨＫさんで言えば、不祥事による受信料の減収で、ある程度担保されていた製作費がここにきて落ち込み、それがなかなか回復に至らない、そういう状況で、決して今、製作現場は幸せではない。

一方、陽のほうでいいますと、デジタル機器が低廉化して普及しましたので、従来、機材がなかなか保有できないところも持てるようになった。特に、編集機器に関して言えば、非常に低廉化しましたので、ある程度の製作を自前でやっていける。普通、我々はポストプロダクションさんをお願いして放送用の規格に合った編集物を製作するわけですがけれども、そういう意味でいいますと、機材が保有できて、自前でコンテンツの完成度をある程度高めるところまで持っていけるようになっております。

それと、放送局さんと我々とはイコールパートナーということで、いろいろお互いに連携しております。例えば、ＮＨＫは著作権の共同化、共同著作に踏み切っていただいて、お気づきだと思いますけれども、ＮＨＫのクレジットの中に、製作プロダクションの名前と、ＮＨＫが共同著作という形で併記するような番組も多く見られております。

それと、民放局、ここではフジテレビさんですが、いわゆる製作協力番組、著作権は持っておりませんが、製作情報、著作権情報をプロダクションが保有する番組の窓口権をプロダ

クションに一回返していただいて、その運用という形で、ある種の開放が進んでおります。

さらに、自己資金でコンテンツを製作して、ファーストウィンドーで放送局、その後、パッケージ、映画という形での、自らの製作資金もしくはファンド等で新しい形の資金をつくり、新しいスキームでコンテンツをつくるという動きも、ささやかですが出ております。

そんな流れの中で、先ほどご紹介いただきましたクリエイターズ・プラスという会社は、各プロダクションが連合して、各プロダクションが持っているアセットをマネジメントするという思いで立ち上げた会社です。これは、後ほど柏井のほうからご説明いたします。

しかしながら、右側の陽の部分は、ほんとうにまだ一条の光という感じで、なかなかうまくテイクオフできない。何しろ、我々は、放送コンテンツが消費されるだけではなくて、コンテンツを再価値化していくことを何とか目指したいと思って動いております。

一方、話は変わりますが、放送局も含め製作現場の実情と言いますと、これは放送局の方も抱いておられると思いますけれども、今、我々プロダクションにはほんとうに危機感があります。それは、若手の製作者が製作現場に来ない、定着しない。ＡＴＰで毎年、年頭に、各放送局の首脳にごあいさつに行きますけれども、そのとき、ある局の社長が、人材が集まらない、優秀な人材は来るが放送現場でものをつくる人材がなかなか集まらない、そういうふうなお声がありました。これからほんとうにＡＴＰと我々で何か共同して人材確保、人材育成のことを考えなくてはいけないねというお話もいただきました。

実際、お恥ずかしい話ですけれども、放送局から番組を受注したにもかかわらず、若手の、いわゆる我々で言うＡＤ、アシスタント・ディレクターがいないから、番組を断らざるを得ないという例も幾つか出ております。賃金格差、これはもう皆さんご案内のとおりです。

それから、将来性が見えない。入って１、２年たって、私どもの社では、何とか３年目でディレクターをできるように育てるとは公言しておりますが、それもままならない部分もあります。多様化で製作の受注が増えているのですが、一つ一つの単価が非常に安くなってきている。そうするとそこに人材を配置できない状況で、若手ＡＤはずっとＡＤのまま現場を駆けずり回らなければいけないような状況になっている。そういう意味で将来性が見えない。

教育というのは、ほとんどオン・ザ・ジョブで行われますので、余裕のない現場で若手を養成する余裕がない。それから、テレビコンテンツにかつての魅力がない。大先輩の澤田さんたちが立ち上げたころのテレビのはつらつとした活気、熱気が番組上から見えない。ですから、若い子がテレビを見ていない状況ですね。

先日いただいた資料で、平成１９年８月２日の「デジタル・コンテンツ流通の促進に向けて」（第４次中間答申）の、「デジタル放送におけるコピー制御のあり方」という中の「第３節 提言」で、人材育成に触れられているんですね。「人材の育成等」とあって、「我が国のコンテンツ産業の未来の担い手となる子供たちの大多数は、放送コンテンツを見ながら育っ

ていく。彼らの多くは、自分の見た放送コンテンツに憧れ、これを手本としてコンテンツ創りを志すのであり、その意味で、放送事業は、コンテンツ産業の基盤となる幅広い人材育成において、特に重要な役割があると言える」とありますが、これは全く正解だと思うんですが、果たして、今、現場がこういうふうになっているか。こういうふうなコンテンツが日々のブラウン管から流れているかどうか。私たちは流れていないだろうと結論づけざるを得ません。若手が来ないんです。あすのテレビ、5年先、10年先のテレビの作り手がない。デジタル・コンテンツ産業のすそ野をつくっているテレビの作り手がないということは、コンテンツ立国という言葉がどうなるかということになると思うんですが、まさに放送界の現場が足元から崩壊していくという状況だと思います。

私どもATPは、いろいろな意味で、テレビルネッサンスという標語を掲げながら、その第一緊急課題として、人材プロジェクト、人材獲得・育成というものを立ち上げました。これは我々製作事業者だけではなくて、放送局、もしくは広告代理店、大学関係者、もちろん行政というふうな形で連携した上で、あすのデジタル・コンテンツ大国のための人材育成をどう行うかということは、ほんとうに大きな課題だと思っております。

やっと結論のほうに近づいたんですが、そのような我々製作事業者の中で、コンテンツ流通ということはどういうことかといいますと、やはり、作り手やコンテンツに対する尊敬、リスペクトをもう一度取り戻したい。これも同じ文章の中の「コンテンツに対する『リスペクト』」、「コンテンツを尊重（リスペクト）し、これを適切に保護すること」、「その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること」、これが提言として書かれております。全くそのとおりだと思います。

さらに、我々自らがどうしてデータベースをつくるかという、権利情報、著作権情報を、我々が製作したものに関しては、やはり我々自身が一番より近く保有している。我々自身のプロダクションが共有し、共通するあるフォーマットでタグづけなり、メタデータを付与することが一番効率的である。まだ大きな規模は無理でしょうけれども、製作者によるタグづけ、メタデータ、これはぜひ必要なことだと思います。

製作プロダクションが、ある種、コンテンツの再価値化、収入の適正な還元等で、単に消費物であった放送コンテンツを我々が再価値化して、我々自身が豊かになりたい。自立に向けた試みと、何とか若い作り手に、自分たちが作ったものが評価されて、自分たちの生活が豊かになる、そんなことをぜひ実現させてあげたいと思っております。このことで、放送界、コンテンツクリエイター等も含めて、一緒に豊かになっていきたい、そういうふうな思っております。それが、これからご説明する、デジタルデータベース構築のある種の試みであるとご理解いただけたらと思います。ありがとうございました。

【柏井オブザーバー】 いまじんの柏井と申します。もう一方では、製作社を中心に26社で、

これはコンテンツの出口を開発、開拓したいという思いでつくりましたクリエイターズ・プラスという会社の代表もしております。

先ほど、寺島のほうで、製作会社の現状としての陰と陽という話がありましたが、私のほうは、この陽を支えにして、今、我々はどういうことをしようとしているかというところをちょっとお聞き願えればと思っております。

ご存じのように、私たちテレビ製作会社は、イコールパートナーということを標榜しながら、ほんとうにテレビ局とはいい形で仕事をしてきて、テレビの業界と一緒に貢献していると思っております。実際、製作会社なくしては、今のテレビというのは放送できないのではないかというぐらいのところまで、私たちの力が強くなっているとお考えください。

そんな苦しい状況のことを先ほど寺島も言うておりましたが、その中でも、私たちはクリエイティビティを含めた人的な育成、それから、多少なりとも自己資金を調達して製作していく方向というようなものを見出しながら、製作会社としての自立の一步ということに動き始めております。

具体的には、テレビ番組の製作と、特に最近では、ウェブ系、携帯の動画コンテンツを製作会社が自前でつくっていく形が増えております。それから、最近では映画製作ということも、これは製作委員会方式をとりながらやっております。また、DVDなどのビデオグラムということも、いろいろな形で試みているということで、少しずつ独自のコンテンツを持ち始めております。

2枚目になりますが、私の会社の例で恐縮ですけれども、これは平成14年から始めております、これはBS日テレさん、当時の漆戸社長、それから現在の小林社長のご理解、ご支援もありまして、自社製作で、私どもの資金で海外を舞台にした海洋のネイチャーものを、ハイビジョンで1時間もの、13本 1シリーズ、それからもう1本、2シリーズ、26本製作しております。これは現在、2年8回の放送で1本目は3回目の放送に入っております。2シリーズ目も、今、2回目の放送に入っております。特に1本目のシリーズに関しましては、これは2時間スペシャルに再編集いたしまして、平成16年度の日本民間放送連盟賞のテレビエンターテイメント部門の優秀賞などもいただきまして、そういう意味でも、私どもも含めて、BSデジタル波に貢献できたのではないかと考えております。

こういうふう自主製作したものが、どういうふうクロスメディアとして展開していったかということですが、もう一方で、これはTIFFCOM、東京コンテンツマーケットなどを通して、アメリカのディストリビューターとの交渉で、現在、ここに書いてあります中南米とかアジア、中東、ロシアなど、40カ国で放送しております。番組が売れたということですね。それから、インターネットでもアメリカ、日本でニフティのポータルサイトに載せてありますが、こういうところでの配信もしております。それから、愛・地球博とか、企

業のイベントの大型展示映像として素材が売れていくという、そういう形での展開もできるようになっております。また、こういうネイチャーものの貴重な映像なんかは、ハイビジョンということもありまして、かなり素材としてニーズが多くて、地上波デジタルの番組でも買ってもらうという形でも進んでおります。

こういう流れの中で、このクリエイターズ・プラスの前身でありますクリエイターズという会社を2006年につくりました。これは、先ほども言いましたけれども、地上波ではなく、ウェブ系を含めたところのコンテンツの企画、開発、それから私たちが持っている自主権利を持っているコンテンツや素材、そういうものをアセットととらえて、これをどう売っていくかということ。それから、もう一つは、メタデータ事業といたしまして、これらにいろいろなメタデータ、特にプロダクションメタ、P - M e t a と我々は言いますが、プロダクションの共通したデータをつけて、これをいろいろな形で有効利用していくということ。それから、もう一つは、コンテンツをつくるためにファンドを組んで製作していくという、この辺を目指して作った会社がクリエイターズ・プラスの前身のクリエイターズであります。

そういうところで、CSチャンネル、あるいはウェブ系、携帯端末、リラクゼーション施設のシアター、それからNTT様の次世代ネットワークの実証実験なんかに、私どもの持っている映像素材、それからコンテンツを利用していただいております。少しずつではありますけれども、こういう形で、製作会社が自らものを売っていける可能性が出ております。

今年も、また新たにそういう実験、特にデジタルサイネージの実験あたりで映像製作をやらせていただいておりますけれども、現在、私どもが保有しているコンテンツが、素材も含めて権利を持っているもの、権利情報を持っているものを含めて、3,000本あたりが準備されております。

さらに、フジテレビさんの協力などがありまして、「ザ!ノンフィクション」などの実演家が関係していない番組に関しての窓口業務の代行もさせていただいております。今もこれがCSチャンネルなどで具体的に販売の話が進んでいるところです。これにNHKの予約購入権ですとか、それから、BS日テレさんのような番組の放映権を買っていただけるような可能性が、少しずつですけれども出ております。これが我々製作者にとっては非常に、ある種の夢、モチベーションを上げる一つの大きな支えになっております。

そういう中で、私どもクリエイターズ・プラスで特に今、力を入れているのがコンテンツ・ライツ管理事業です。これが今日の話題であります製作会社のためのコンテンツ・ライツの管理ソフトをどうつくるか。これをデータベースにどう載せて、どう売っていくのか、開示していくのかということ、現在、かなりのところまで研究、開発はしております。

特に、このソフトの可能性、ねらいというのは、一般の大きな意味のデータベースと違って、あくまで製作者自らが自分の会社はどのコンテンツをどう売っていきたいのか。そのコ

コンテンツにどのような魅力的なキーワード、あるいはユニークな、検索しやすい、興味を持ってもらえるワードをつけて提示していくのかという、製作者ならではの表示、明示をしていきたいなという、一つの検索しやすい形のデータベースにしたいなと思っております。もちろん、ある種のポータルサイトとして魅力あるサイトにもしなくちゃいけないというところで、今、スタッフが頭をひねっているところであります。

それから、あくまでも我々製作者が一番具体的な番組の中身、おもしろがりどころの価値も把握していますし、素材も含めて一番身近にとってきたところなので、そのあたりが、やはりデータをつけるのが一番早くて簡単ではないか。取材しながら、撮影しながら、編集しながらデータをつけていける可能性みたいなこともあわせて、いわゆる製作現場の製作主体である私たちがそういうことを一番身近につけられるところまで来たのではないかとこのころが、このデータベース及びソフトをつくるころの価値ではないかと思っております。

もう1枚の資料「クリエイターズ・プラス メタデータ事業概要」、ここには、私どもの事業の概念図がありまして、先ほどから言っているのは、このアセットマネジメント事業のメタデータ事業と技術開発事業になります。ここで開発したものをデータベースに載せて販売していく形にしていこうということになっております。

2ページ目が具体的な事業のことを書いてあります。メタデータ事業というのは、先ほども言いましたコンテンツに共通のメタデータをつけていくという作業です。この標準化を、特に製作会社、ATPもそうです、映像事業協同組合もそうです、それから日本の各製作会社に広くこの辺は伝えたいと思っております。それから、この標準メタデータのP - M e t aをいろいろな形でつけることによって、次へどう発展させていくかという研究、開発もあわせてやっております。

特に、今、私どもが一番力を入れてやっておりますのが、具体的に、これをどうつくって、どうシステム化していくかというところであります。まだまだ、それこそ資金的なこともありまして、最初から動画が載せられる状態ではないので、文字情報からになっていくと思いますが、何とか私どもは、今、各社がいろいろな形で自社のコンテンツに関してのデータを簡単につけております。ファイルメーカーとか、あるいはエクセルあたりでつけたものを、いい形で私どもが今製作しておりますコンテンツ管理ソフトに移行できていくという形が、今やっとできたところであります。

私どもとしては、当然、リスクを目いっぱい背負ってこれをつくっているところです。何とかこれをより多くの製作会社に会員化する形を考えております。また、そこでさまざまなデータ付与の事業を請け負ったり、あるいは、権利情報の処理に関しても得意な会社もおりますので、そういうところの学習もしたりしながら、これを製品化していこうというところがございます。

とにかく、私ども、やっとうこういう形で、自分たちのコンテンツの権利を持てるものをつくり始めてできてきた状況であります。そういう意味では、1シリーズからでも1本からでも、何とかこれを売っていくことが、私ども製作会社を強くすること、自立させること、成長させることだと思ってやっております。特に、そのことが日本のテレビ文化やテレビ業界を発展させる支えになるはずなので、何とかその辺をご理解いただいて、応援していただきたいと思います。ありがとうございました。

【大山主査代理】 ありがとうございました。それでは、次に、日本映像事業協同組合理事長の澤田様からご発表をお願いしたいと思います。お願いいたします。

【澤田オブザーバー】 澤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元に、私も日本映像事業協同組合の目的、組織、メンバー社名をつけたものを配付しております。目的のところに、「放送番組に携わる制作・配給会社を組合員とし、その組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること」とありますが、経営基盤の安定が必要であるということ掲げて活動しております。

A T Pという組織があり、私も6年半ほど2代目の理事長を務めまして、その時に社団法人化が認められ、総務省の所管団体になりました。その後、A T Pでできなかったことは何かと考えたときに、番組をつくる権利と考え方などを固めようということがベースにあった時代だったので、経営基盤がなければ会社としてやっていけないということが気になりまして、それで、組合法だとそういうことができる、互助組合だけでも経営的に助けることができるという方法を考え出し、当時銀行が貸し渋りの状況の中、組合で保証してお金を融資する方式ができることに着目して、この組合を組織したわけです。

それで、経済産業省、当時の通産省の所管団体として、商工中金の金を低利で借りることができるようになりました。中小企業に対する倒産の危機を防ぐための政府の融資を低利で受けるためには、組合を組織する必要があったということです。

これは、もともと私は三十年前に会社の命令で、当時、労働条件の問題や、これからは製作プロダクションで番組をつくって行って、テレビ局が人を雇うのはやめようと、現実にはそうならなくて今でも雇い続けていますけれども、当時はそういう危機的な状況にあるという経営コンサルタントの意見があって、これからは製作プロダクションに、一番金のかかる番組づくりを外に出そう、アメリカ方式みたいになるんだということを標榜して、「おまえ、製作プロダクションやってみろ」ということで、出向で出たといういきさつがありました。

その頃は、まだ、アドバンス（前払金・着手金）をいただいていた。我々はお金がありませんから、製作費の着手金をいただいて、それから製作費を頼みに行って、ちょっと出してくださいみたいなことで予算の中で取ってくる。それでもディレクターがつくるよりもはるかに予算を守っていたわけですね。後から追加がありませんでしたから。

私どもが自分で番組をつくっているときは、赤字が出て、番組をつくるまでは会社は何も文句を言いませんでしたし、決算書を平気で赤字で出していました。特にドラマの場合は、ちょっとスケジュールが狂うとどんどん赤字になっていくという状況があって、これからはそういうのをやめようというのが社長の大きな眼目で、予算を決めて、この範囲でやりなさいと。けども、一応、製作費を半分ぐらいは先にもらっていたんですね。

ところが、ある時期から、全くアドバンスがなくなって、自己資金でつくらざるを得なくなったときから、私どもは銀行にお願いして借金して番組をつくるということになったわけです。そういう状態でやっているの、社長は金繰りが大変で、特に番組が重なったりすると、前金がものすごくいるわけです。今でも、例えば4,000万円のドラマを受注すると、少なくとも2,000万円ぐらいは簡単に金が出ていきますから、あとの2,000万円ぐらいはスタジオ費、技術費、俳優費、そういうものは信用さえあれば、テレビ局の契約書がきちっとあれば、皆さん信用して後でも結構ですということで待ってくれるんですけども、それでは中には早く欲しいという会社が出てくるわけで、そういうこともあって社長は資金繰りで必死に走っていると。

ものづくりだけやってきた人間がそういうことも覚えてやっていかないと会社がやっていけない状況になったので、少しでも資金繰りを楽にさせてあげようということで、私ども組合で契約書と納品書、つまり契約書だけでは危ないので、納品書をつけて商工中金に出してお金を借りる、それで組合が保証して借りるという方式を考え出して、それで13年ぐらいになります、やってきております。その間も金融状況は変わります。金融が緩んだときは、製作プロダクションなんかにも金を貸してくれる時期が多少あったんですね。けど、また金融が厳しくなるとぱっと止まってしまうということもあって、組合としては、何十億という金を今、組合が保証して借りて運転資金にしているという状況があります。

何か随分もうけているような印象があるかも知れませんが、1年間で金利で収入は100万円もありません。何十万単位なので、こんなことをやっているのかと言ってやっていますけれども、組合費月1万5,000円いただいていることで、1万5,000円分ぐらいは、皆さん、組合費分ぐらいは稼いでいるんじゃないかと。そのほかに、テープの共同購買であるとかいろいろな互助組合としての事業をやりながら、お互い助け合うということをやってきたわけです。

現在、170社ぐらいの組合員がいますけれども、どちらかと言えばATPに比べると小さいプロダクションが多いです。わかりやすく言うと、例えばこの間の「あるある大事典」のときに孫請けと言われた会社は全社組合に入っておりました。全部倒産、解散いたしました。現在、150社から170社ぐらいの間で増減を繰り返しています。倒産する小さい会社が多いわけです。このところ非常に多い。ですから、新しく加入しても、なかなか170

社から上にいかないという現状があります。400社ぐらい製作プロダクションがあるそうですけれども、組織できているのが170ぐらいが上限になっています。なかなか半分の200社ぐらいまでいかないという現状があります。

ということで、現在、この状況で推移していくんだろうかという反省もありまして、いろいろなことを考えながら、少しは互助組合から一歩出なくては仕方がないということで、今年初めて、組合として外に対してスローガンを掲げまして、この間、皆さんの前で発表いたしました。「10年後、テレビは誰がつくるのか」。この問題は、理事会のときにこういう議論が出て、ほんとうにそうだなということを皆さん肌身にしみて考えていたところなんです。つまり、今の状況が続くと、今、2～3年は大丈夫かもしれないけれども、10年後、ほんとうに誰がテレビ番組をつくるんですかと。

我々製作プロダクションがテレビ局の番組づくりを支えているとはもう言いたくもない、支えるどころじゃない、我々自身がみんな一人ずつつぶれていくのではないか。そうしたときに、誰がテレビをつくるんだろう。テレビ局が今さらテレビ番組をつくる能力が果たしてあるんだろうか。はっきり言ってないと思います。私はテレビ開局のころからずっとおりましたので、そのころのテレビの製作は全員社員がやっていたんです。業者もいましたけれども、大道具、結髪、衣装屋も化粧も全部社員でした。そういうふうに全部社員が勉強して、アメリカのテレビを勉強して、先輩であるNHKの番組づくりを研修して一生懸命やってきて、15年ぐらいたったときに、この状態では月給が払えなくなる、退職金も払えなくなるということで、外部に発注しようということになり、まずは業者からの切り離しが始まりました。それが民放連の中で労働組合ができるという大きな原因になって、各社が組合をたくさんつくって、ストライキが続出しました。特に朝日放送などは、4日間か5日間停波いたしました。それでも免許停止にならなかったんですから、あの当時はまだよかったなと思うんですけれども、そういう時代がありました。

それで、各社がこれをどうしたらいいかということで、外側にスタジオを作ったり、中継車を用意して東通を作ったり、いろいろなことをやっていくうちに、製作プロダクション、これは1979年にTBSの肝煎りでできたテレパック、テレビマンユニオン、イーストと3つ。製作する番組をちゃんと保証して出したということですから、ひもつきと言ってもいいと思うんですけれども、そういう時代と、今言ったスト破りの組合とは意味が違うんですけれども、何かぐちゃぐちゃのままどんどん製作プロダクションが増えてきて、ATPを作ったときには40社か50社ぐらいありました。局出身のディレクターとかプロデューサーが番組をつくる製作プロダクションが出てきたのは1945年だったと思います。なかなか数は増えなかったんですけれども、7～8年たったときから一挙に増え始めまして、それはいろいろな状況があったと思いますけれども、その中でATPという組織をつくろうではな

いかとって、20社ぐらいが密かに集まって組織して、それでTBSの製作局長だった石川さんが初代の理事長になってスタートしました。それからずっと何十年たって、現在、ある意味では隆盛な時代に入っているんじゃないかと思うんですけども、しかし、10年後を考えたときに、誰が番組をつくるんだろうかという問題が既に起こっているわけですね。

一番大きな問題は、希望者がいないということだと思います。その理由として、先ほど資料としてお配りした、3月11日発売の『FLASH』なんですけれども、その中に、民放の給料というのが出ておりました。こういうのを若い人たちが見ると、製作プロダクションに入る気がなくなってしまうんですよ。テレビ局には入りたいと思うでしょう、おそらく。30歳でこれだけの給料をもらえるという表を見たら、これはいいなと。しかし、そんなことを考えるやつは、まずテレビ局に入れません、そういう若者が製作プロダクションを受けようとして来たときにどうなるかという、給料を聞いたら、この3分の1ぐらいの給料なんです。それじゃ入りっこない。これは現実の問題です。

テレビ局ですら、これからどうなっていくかという問題があると思うんですよ。まして、製作するという機能が全くない放送局がどうしたらいいんだと。製作プロダクションにたくさんお金を渡してやったらどうなるんだろう。今、視聴率がすべてという問題がありますが、その是非はともかくとして、視聴率が高い局が一番給料が高い。視聴率の低い局は、いわゆる表示の公定値段が丸々とれていない。こういう状況が続いていっている間はいいですが、これがいつまで続くか全くわからない。もう現に、ブルーレイの問題のときの記事を見ると、テレビ局だってわからないよと。つまり、録画をする必要がなくなる新しい方式が出てきて、録画して置いておく必要が全くない、いつでもオンデマンドで見られるような状況になったら、それすら見ないんじゃないかと。それも、テレビで見なくてもほかのもので見られるんじゃないかという議論です。未来を予測しているんですけども、必ずそうなるだろうと思います。今まで私が50年ほどテレビをやっている間に、こうなるだろうと思ったことは必ず合っていますから。今、現実にそういう時代が来ているわけです。

そういう状態の中でどうしていったらいいかということが、製作プロダクションを営んでいるみんなの一番の悩みなんですけれども、何とか待遇をよくしてやるためにはどうしたらいいか。考えられる限りの合理化はもうしていると思うんです。製作プロダクションの中で無駄遣いしている会社はほとんどありません。切り詰めるだけ切り詰めて、何とかつぶれないようにお金をプールして、少しでも新しいことをやりたい、次の企画に投資しながらやっていきたいということをやろうとしています。

ですから、著作権の問題でいうと、著作権担当者すら月給を払って置けない会社がいっぱいあるわけです。私どもの組合では、この著作権問題をこういう形で考えさせていただけるチャンスが来たので、これも積極的に、ただ互助組合というだけではなくて、組合で著作権

のエキスパート、つまり各社の中でドラマをやっているところとか、バラエティーをたくさんやっている会社はちゃんと著作権担当がいるわけですね、交渉せざるを得ませんから。音楽著作権で、原作権、そういうものを全部やって、再放送のための著作権も全部やっている会社もあるので、その著作権者に出向してもらって、組合で著作権なんかを処理できない会社の著作権を処理してやる方法はないだろうかということ、今、みんなで検討して探っているところです。やっとそこまで来た。今までは単なる互助組合だったんですけども、これからは、権利などを主張していく団体にならざるを得ないところまで来ました。というのも、やはり現状が厳しいからだと思います。

弱いプロダクションと言いますが、小さいプロダクションが10年たっても小さいプロダクションであるわけがないんです。一生懸命努力していますから、大体5年たてば、何もできない若い連中でも何とか仕事ができるようになってくるわけです。10年たてばエキスパートで、やっと番組がつくれるようになる。だから、何とか10年定着させたい。定着させたときに、テレビ局が頑張ってもらわないと困るので、こういうスローガンを立てたんですけども、テレビ局に頑張ってもらいたい。我々は、テレビ局が持っている枠で、これをつくれと言われたときに初めて番組がつくれるわけです。企画はもちろん出していますが、我々が枠を指定することは一切できません。この枠で次の企画を出してみるかとか、この枠は裏番組が強いので視聴率が悪いけれども、何かおもしろい企画はないかと言われたときに初めて我々が出動できるチャンスがある。これはもうここ20年ほど変わっておりません。

そういう状況の中で必死で頑張っている小さなプロダクションもあるわけです。そういうプロダクションは、今、何で食っているかといいますと、ほとんどニュースの素材で食べています。ニュースの中の、いわゆる暇ネタという素材はほとんど製作プロダクションがつくっています。製作プロダクションの一番大きな収入源というのは、毎日ある素材です。ですから、ほとんど同じネタが横に並ぶわけですね。あれおもしろかったから、うちは切り口変えてつくみましょうということになって、結局、同じネタを順番にかわりばんこにつくっているという状況が横行しているんです。それだけ安易になっていると言ったらおかしいんですけども、もっとおもしろいネタないかという依頼が製作プロダクションに来ます。それが小さなプロダクションが増える一つの原因にもなっているわけです。

ところが、そういう会社も、5年、10年たってくると、やっぱりドラマや、ゴールデンタイムのバラエティーをやりたい。局のプロデューサーに企画書を出すと、おまえのところでつくれるわけじゃないと言われる、くやしくて仕方がない、どうしたらいいんですかと。社員のモチベーションを上げるには、やっぱりいい時間帯にいい番組をつくりたいんだと一生懸命社長がおっしゃる。私どもが最初にプロダクションを作ったとき、局の人がほとんどつくっていましたから、その中に割り込んでいくのは大変だったんです。そのことを

考えると、まだ今はほとんど製作プロダクションが競争してつくっているんですから、チャンスはあるよという言葉を使うのが精いっぱい、ちょっと悲しい思いをしました。

それから、もう一つの資料は、これも3月4日付け本日発売のものですが、『エコノミスト』という雑誌に「テレビの憂鬱」という特集が掲載されています。この中に私の署名記事が入っていますけれども、私がしゃべったことを記者がリライトして私の名前になっているので、責任はとりますけれども、見出しが激しいのでびっくりいたしました。『FLASH』ともども、今週は2つの週刊誌にこういう記事が出るということで、私どもに取材の申し込みが5つぐらい来ています。これにどう答えるべきかと悩んでいるところです。

これから多分、製作プロダクションの問題が再びクローズアップされていくんだと思います。「あるある大事典」の調査委員会の報告を改めて読み直してみたら、製作のプロセスの中に、製造業などでしばしば指摘されるような前近代的な上下関係があるということが、はっきり報告書にあるんですね。ちょうど1年経ちますけれども、この状態が少しでも変わったか。実感があれば幸せなんです、私ども今現状を調査をしております。21項目にわたってアンケートをとって、やがて発表できると思いますけれども、約150社の中の約130社ぐらいは円満にしていますという返事です。いろいろな思惑もあってでしょうけれども、匿名でほとんどそう言っていますけれども、やっぱり10件、20件まだあります。「あるある大事典」のようなことは1社もないようでありたい。下請法というものがあるわけですから、法の遵守ということぐらいはせめてやっていただきたいという希望を持っています。

【大山主査代理】 ありがとうございます。それでは、質疑に移りたいと思います。最初は、恐縮ですが、私のほうから指名させていただき、その後、皆様方にご自由にご意見を述べていただきたいと思います。

まずは、消費者の立場から、河村委員にお願いしたいと思います。お願いします。

【河村委員】 貴重なお話をありがとうございました。大変興味深いお話、今までのこの会議やそれ以外の会議でのテレビ局側の発表と、今日聞いたことを対比させますと、ほんとうはこの部分はどうなんですかと質問を投げかけようかと思ったんですが、その前に、消費者団体としてというより個人的に申し上げますと、私はものをつくり出す人を一番尊敬しております。それを流通させる人よりも、つくり出す人たちが生き続けられる社会であるべきですし、何らかの形でつくり手の方たちが潤っていく道を探り、最後にその人たちこそ生き残っていただきたいと思っております。

それが、どうしてこのように放送業界の陰と陽といいますか、製作者サイドに苦しい状況があるのか、どこかにおそらくルールの不備、欠如があるとしか私には思えません。それで、以前にフジテレビの方が出された資料を手許に持ってきたんですけれども、ATP契約の場合、著作権は製作会社にあると、もう例外なくあるという感じで書いてあります。しかし、

権利処理窓口は、製作会社からの依頼により代行すると書いてあります。このことについて、フジテレビの方にお伺いしたいと思いますけれども、このペーパーは、現状を端的にそのままあらわしているものだったのでしょうか。著作権は製作会社にあるけれども、製作会社がお願いしたいというから権利処理は放送局がやっているということで間違いないのかどうか、お聞きしてよろしいですか。

【大山主査代理】 佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 著作権は、A T P 契約の場合は製作会社にあります。製作会社さんが、その製作にかかわる著作権を持たれることを前提とする契約形態が A T P 契約ですので、当然あります。

ただ、個々の製作会社の皆様の中には、著作権担当者を置く余裕がない会社もあります。2次利用については、販売の見通しがあって収入や利益が見える場合は製作会社さん自らがやられることが多いと思いますけれども、他方、特に、販売見通しもなく収入や利益も見えないのに権利処理を含め事前にある程度のコスト負担が掛かるような場合は、放送局しかやる事業者がない場合が多い、という定量的なお話をしたものです。ご説明になっていきますでしょうか。

【河村委員】 寺島さんの資料の中に、製作プロダクションの現状というところに、民放局の窓口権の開放の動きというようなものがあって、この開放の動きというのは、開放されていなかったという感じがするんですけれども、この開放の動きとはどういう意味なのか。

【寺島オブザーバー】 開放されていなかったんですね。基本的に言うと、今、大分文言が修正されていますけれども、当初は窓口権なるものが排他的、独占的に局に所属するというふうに明記されていた。それに関しては、協議の上という形になっていましたけれども、基本的に言うと、局さんが大きなコストと人的資源をかけて管理、販売するというのが、ほんとうにその分、もとがとれるものを動かすわけですよ。今、我々は、少しでもいいから自分たちのものを動かしたいという。ですから、ある種の、さっき佐藤さんがおっしゃいましたけれども、定量的という意味で言えば、我々が動かしてほしいというものは多分少ないんだと思います。今までの、この間の文書にあった意味で言えばですね。

今、実際に、例えば「ザ・ノンフィクション」という番組がフジテレビの日曜の午後帯にあります。これはもう随分長く続いた、今、民放で少なくなってきたドキュメンタリー系で守られている枠の一つです。これに関して、これは、ですから製作著作を我々は持っていないんですね。このことに関しては、フジテレビさんとこれから話し合いに入って、ああいふ番組も完パケで、基本的には実演家がほとんどかんでおらずに、製作情報、著作権情報、全部がプロダクションにあるものに関して、もう一回見直していただきたいという動きをしますけれども、窓口権に関して言えば、プロダクションに今、一回戻していただいて、それ

を動かそうと。我々は、小さな規模ではあるけれども、何とか効率が上がる形でデータベース構築も含めてやりたいということですから、多分、その辺の論理は局さんの大規模経営と我々の小規模経営での差はあると思います。

委員のご質問で言うと、A T P契約というものも含めて言えば、当初、局さんは、たとえば上場する前の局さんは、もしくは、こういうふうなコンテンツの流通ということがそう声高に叫ばれずに、放送は大体1回で終わるという状況の中で言えば、非常にそこは寛大だったんです。でも、だんだん時代の中で、著作権をプロダクションに渡すことに関して非常にシビアになってきて、さまざまな契約形態が今ある。我々のプロデューサーを盛んにそれは教育いたしますけれども、プロデューサーも現場でほとんど走り回っている。我々プロダクションのプロデューサーが、局の担当の方にこれでいいですかと言われてそのまま持ちきっちゃうことが多くて、これは逆に言えば、我々プロデューサーにその部分の期待を負託するよりは、今後の問題として、局の担当窓口なりプロデューサーの方がより教育を積んでいたいて、よりよい適正な契約を逆にプロダクションのプロデューサーに説得して、というぐらいいいことがないと、なかなか前進しないだろうと思います。

【澤田オブザーバー】 私どもの組合の中でも、ドラマをやっている会社は、ちゃんと著作権処理する者もいて全部やっていて、それが収入にもなっているという会社がたくさんあった。だから、組合で代行してあげようというシステムがやっと作れました。

それにもう一つ、もっと大きい問題は、「製作協力」なんです。ディレクターを出して、テレビ局の人と一緒に番組をつくっていますが、「製作協力」が多く、テレビ局とプロダクションが二段重ねになっているクレジットは今ほとんど見られません。巧妙に契約の段階でそうやってきているんですけども、私ども最初A T Pを作ったときは、むしろ、並列で並べるということに固執したんですけども。今、現場は製作協力のところに押し込まれているんですけども、それすら、今、テレビ局の子会社がたくさんあって、そこで局が契約すると、著作権はそこへ行くわけです。A T P契約と同じことで。製作プロダクションのディレクターはどうなるかといったら、結局、派遣です。権利は何もないんですよ。著作権は、そのテレビ局の作った子会社ですけども、私どもの組合にも入っていますから、難しい問題なんです。一番大きいのはNHKエンタープライズでしょう。

この間もTBSの方が、うちは、TBSテレビは違いますよとおっしゃったけれども、その下にドリマックスとかいっぱいあるわけで、我々はそこから発注されて番組をつくっているわけです。そうすると、多分、ドリマックスのほうに著作権があり、そこで手足となって働いている方にはおそらく何の権利もないんです。そういうシステムを作っているんですよ。

【河村委員】 わかりやすかったです。ありがとうございます。新しいルールという以前の問題として、フジテレビさんが以前に出されたこの資料、A T P契約の場合、著作権は製作会社

にあると、依頼がなければ窓口は自分たちじゃなく製作会社にある、と書かれているこの紙どおりであるということが担保されるということをお話して思っていました。この「依頼により」というところがすごくキーポイントだと思ったので、「依頼するよな」と言われたら、うんと言わなきゃいけないかもしれないです。だから、A T P 契約の場合は権利者の窓口を持ってはいけないというようなことでも最低限やるべきなんじゃないかと思いましたが、今、お話を伺っていると、そうなってくると、今度はA T P 契約にしてあげないとか、著作権をあげないようなつくり方しかさせないという話になっていきそうに聞こえてまいりましたので、そんな生やさしいものじゃないんだなと。おそらく、何らかのルールがなければ前近代的状況はなくなるんだなと思いました。以上です。

【大山主査代理】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 確かに、いろいろなことがあると思うんですが、フジテレビとしては、できる限りフェアに、できる限り製作に対するイニシアチブと貢献度とリスクテイクがどこにあつてどのぐらいの割合かということをお話して踏まえた上で契約をつくる、という前提でやっているつもりであると思います。少なくとも、製作にかかわって、製作の予算を提示してもらうときに、利益は乗っているのかというようなことも確認するようにしていると思います。映像著作権というのは映像製作に発意と責任を有し、その製作リスクをテイクした者が持つものですので、制作会社さんが著作権を自らのものにしたいケースについては、製作するアップフロントのお金は、どこかで融資を受けてくるか、何処かと一緒にやるか、それは制作会社さんの自助努力が求められる範囲であるとともに、それが円滑に出来るかどうかについては、映像製作に関して金融界を含めて社会の幅広い理解が得られているかということにも関係があると思うんです。

A T P 契約では番組の著作権は制作会社さんに帰属する訳ですが、それでも当社の場合は製作コスト100%とこれに一定の適正利益を乗せた金額を負担する場合は非常に多いのではないかと考えています。本来、製作費と一定の制作会社利益を全額負担するのは製作リスクを取っているのと同じことになるので、当社が著作権を欲しいところですが、制作会社さんをパートナーだと思えばこそ、そういうことではなくてやって来たのだと思っています。

寺島さんはずっと前からドキュメンタリーは優秀なものは流通できるとおっしゃっていて、そうですねというお話もしていたと思いますけれども、それでもなかなかドキュメンタリーは売り上げに繋がらなくて、なかなかつらい思いをしていると思います。然し、売れるものがあればとんどん売らましよう。そして売れることが見えているものは局がイニシアチブをとる必要はないですね、どうぞやってくださいと。ドキュメンタリーの場合は、製作した現場の人しか、特に出演者というよりも、ドキュメンタリーの取材対象になった方々の人権の問題があるので、その人権は、その製作をした現場の人との人間関係、信頼関係、インタ

一フェースで初めて権利のクリアができますから、それはやっていただきますということにならざるを得ないという事情もあります。

依頼によって、局がいろいろクリアしますみたいな話は、ドキュメンタリーでないものについての方が多いです。つまり、番組のジャンルによって、対処の仕方やものの考え方が分かれたりする訳です。そのあたりをごちゃごちゃに議論されると誤解を受けやすいんですけども、製作会社さんが本来的に権利クリアをできる、或いは、クリアすべき立場にあるものはもうどんどんやって頂いて、流通チャンスがあるのなら窓口権も窓口手数料もとっていただいてやっていただければいい。ただ、もともとは、かなりの、あるいは場合によっては全てに近いリスクを局がとってやっているケースも多いので、そのような場合には、その流通から発生する収益のとり方については協議させてくださいねというケースも多いのです。それは局が10%になったり、50・50で分けましょうという話になったり、権利クリアすべき対象が多くて、手間が通常以上にかかるなら、手数料は30%にして、残った70%をどういうふうに分けましょうかというような議論を、ア・プリアリにもア・ポステリオリにも話し合っただけで処理ができるようにしているつもりです。そこに何ら不当な考え方は入っていないと考えています。

【澤田オブザーバー】 今の、全額負担しているから著作権があるという考え方は全くおかしいと思います。それは商習慣上おかしいですよ。はっきり言いますが、放送権の譲渡のための対価だということはATPの著作権ハンドブックをつくったときにもすごく議論したんです。我々はものをつくって、誰がお金を出そうと。例えば、番組をファンドでつくってもいいかという話ですよ。そうなったら、局は困るでしょう。

【大山主査代理】 いいですよ。このケースは大事そうですから。

【佐藤委員】 局は、例えば、製作会社さんが、どんなお金で製作資金をアップフロントに負担してくるかはわからないわけですよ。だから、そのアップフロントで負担する製作資金が、実はファンドであったとしても、それはファンドからもらっていますなんて一つも言う必要もないし、我々は確認しないと思います。そして、そのファンドはその製作資金の提供条件として製作会社さんに何を求めるかについても我々は関知しません。然し、ファンドの場合、番組著作権を担保にとるところも多いのではないのでしょうか。

もう一つ言うと、製作費全額をテレビ局が負担したとしても、著作権をテレビ局が取るのはおかしいという話がありましたけれども、著作権法上の一般的な考え方からすると、本来それはおかしくないと思います。ただ、団体交渉だとか、製作会社さんの社会的な位置づけだとか、製作コミュニティとしてのテレビ局と製作会社さんとの関係性を踏まえたときに、制作費全額を負担してもこれこれこういうケースについては著作権を製作会社さんが取得すべきよねという議論の中で生まれている契約の形態だと思います。確かに長い過去の経緯が

あつての現在のA T P契約だとは思いますが。

【大山主査代理】 すみません。今の著作権に関する件は、文化庁からおいでになっているので、その判断は専門の人の意見を聞かせていただけると助かります。もちろん、イエス、ノーではっきり答えられるようなことではないかもしれませんが、我々の知識を整理するためにお願いできますか。

【川瀬オブザーバー】 著作権法上は、映画製作者が著作権を持つわけです。普通、映画の著作者というのは監督などですが、映画については特殊な権利関係になっていまして、監督などにいったん発生した権利が、契約により例えば映画会社や放送事業者に譲渡されるのではなくて、法定帰属と言っておりますが、「映画の製作者」に法律上帰属するわけです。「映画の製作者」というのはどういう定義かというと、著作権法上は映画の製作について発意と責任を有する者ということになっておりまして、それは通常、映画であれば、映画会社が該当するということだと思えます。

今のケースの場合は、監督と映画会社の関係とはちょっと違い、いわゆる放送事業者と番組製作者の関係ですので、この時点で、私のほうでどちらがどっちというように明確には言えないわけですが、それは実態に即して判断するとはしか言えないと思えます。

【大山主査代理】 ありがとうございます。まだそこはということのようです。関係していませんか、今の話に。

【佐藤委員】 著作権オーストリティから言われてしまうと辛いですが、放送番組製作と映画製作とを分けているところに、いろいろな意味でのすべての問題が始まっているのだと個人的には思うんです。放送番組も著作権法上、映画の著作物だと捉えていくことが重要なことで、その中で映画製作者と制作会社との正しい関係性を求め、どれだけフェアな契約関係を構築して行くべきかという議論にしないとダメなのではないでしょうか。放送番組は放送したらそれで終わりという概念はそこから来ているし、放送番組の製作は映画の製作とは別だ等と言っている国というのは映像先進国の中にどこかあるのでしょうか。お伺いしたいです。

【大山主査代理】 議論に参加いただく必要は、オブザーバーなので特に無いですが、もし状況が許すのであれば、どこかの時点で資料を出していただく等のことをお受けいただければ幸いです。今お答えいただけるなら、それでも構いません。

【川瀬オブザーバー】 日本の映画製作の規定はかなり特殊で、諸外国は、職務著作の中で監督と映画会社の関係を規律しているところもありますし、監督などに権利をいったん発生させておいて契約で映画会社に譲渡させているところなど様々です。問題は、現実的に誰が権利を持つかということと、もう一つは、契約で誰が権利を持っているかということです。後者の場合については、契約自由の原則がありますから、例えば放送事業者と制作会社との契約の中で、どちらが映画製作者になるのかということは別にして、契約によってどちらに権利

が帰属するかをきちんと明記すれば、それは約束事ですから、それに従うということになります。

【大山主査代理】 ありがとうございます。まだ意見はあると思いますが、時間の関係があるので、先へ進めさせてください。では、高橋委員をお願いします。

【高橋委員】 オブザーバーの方々、お話ありがとうございました。私はテレビ局だってわからないよという澤田さんのご意見に同意いたします。寺島さんは、テレビがだめになるとコンテンツ立国は実現しないという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、私はそれは違うのではないかと考えています。コンテンツ立国というのは、テレビに対するリスペクトではなくて、コンテンツに対するリスペクトだと思うからです。ですので、重要なのは、いいコンテンツの作り手と、できたコンテンツをもっと自由に羽ばたかせることではないかと思ひながら、私は毎回この席に座っております。

放送局の方々と毎回やり取りしているんですけども、二次利用に積極的でないと私が申し上げると、それはつらいと。テレビの方は一生懸命二次利用をしようとしている、放送外収入を増やそうとしているんだというふうにおっしゃっております。それについて、積極的なつもりでも、外から見るとそうは見えないと。でも、別に私はテレビ局をいじめようと思っているのではなくて、テレビも頑張ってもらいたいと。私、テレビ開局と同年なものですから、テレビが今のような経営、番組づくりをしていますと、放送外収入は増えず、広告モデルに頼れずじり貧になるのではないかと。このままで、バラ色のシナリオが描けるのかなということをいつも申し上げているんですけども、ずっと平行線で来ているというのが現状です。

せっかく、今日いろいろなお話が伺えたので、事実確認を幾つかさせていただきたいと思ひます。先ほど来、フジテレビさんが積極的にご発言というか、河村さんのご意見に触発されてということだと思ひますが、お伺いしていると、フジテレビさんは非常に優等生であると。以前、9月に、我々に対してフジテレビの外部製作者の番組の契約でと書いたのも一例であって、これよりももっと進んでいるんだというふうにとれるご発言をいただいたように思ひます。けれども、製作者の方々はいろいろな局、いろいゝろなメディアとつき合っていらっしやると思ひますので、そういう立場から、フジテレビさんに限らざお答えいただければありがたいと思ひます。

フジテレビさんでさえこうなのだから、ほかはもっとひどいだろうと思ひつつ、お聞きしますが、以前おっしゃいましたことの一つ目は、外部製作番組の二次利用の権利処理業務は、現実的には放送局が代行せざるを得ず、その結果、獲得した収益については適正に製作会社に配分をするというふうにおっしゃってます。放送局が代行せざるを得ず、適正に配分とおっしゃっているんですけども、先ほどから窓口権のお話が出てきて、製作会社はそれを行

うのが難しいというふうにもおっしゃっていました。行う意思がないのか、コスト負担が無理なのか。今できているところはできているというお話だったんですけども、多分、たくさんの方ができていないという状況だと思います。こここのところ、行う意思がない人たちが実際に多いのか、放送局に委ねたいと思っている人が多いのかということと、委ねた結果、利益、収益に関しては適正に配分しているというふうに考えられるのかということについて、お伺いしたいと思います。

それから、A T P契約では著作権イコール製作会社だというふうにフジテレビさんはおっしゃっているわけなんですけれども、製作会社からの依頼によりというふうな文面は、頼まれるからやっているんだと、ほんとうはやりたいわけではないと。100名前後の権利処理スタッフを配しているのも仕方なくというようなニュアンスを以前から私は受けているんですけども、ほんとうにそうなのでしょうかとということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど費用を100%負担しているのかどうなのかというやり取りがございましたけれども、ほんとうにその費用の点というのは、多分、100%負担ということはあまりないのではないかと私は思うんです。放送権というお話も今までも出てきておまして、放送権がある間は多局で放送されるのは困ると、DVD商品化されるのは好ましくないというご意見をいただいているんですけども、では、放送権が終了した後というのは、完全に自由に自分たちのコンテンツをいろいろなウインドーに出したりすることができるのかどうなのか、それをお伺いしたいと思います。

私自身は雑誌の世界に長くいて、出版社からの依頼で取材をしたりいろいろすることがあるわけなんですけれども、少なくとも取材メモは自分のものですし、一緒に言ったカメラマンはフィルムを渡したりすることはありませんし、その仕事で海外に行ったりどこか取材に行ったとしても、そこにしか書いちゃいけないなんていうふうなことはなくて、我々は著作権の自由というのを持っているんです。映像の世界、コンテンツの世界というのはそうではなくて、すべて渡さなければいけないというようなお話もよく聞くんですが、そのあたりも事実はどうなのかを教えていただきたいと思います。

以上です。

どなたでも結構です。澤田さんが、いろいろな若い人たちとか、たくさんご存じのようですから、事例の形でまずお答えいただけたらありがたいなと思っています。

【澤田オブザーバー】 素材は全部局が持っていくという事実があります。例えば、取材して撮ってきた素材で、違う局で2つの番組をやったことが発覚して、けしからんというので全部よこせというケースなど、いろいろ細かい話があるのですが、要するに、番組のために撮ったものはすべて局のものということで、コンテンツという考え方じゃないわけですよ。素材のことをいちばんよくわかっているのは撮影に行ったスタッフで、放送局が持っていたりも使

い道がないはずなんです。素材までプレビューしません。素材を召し上げているだけ。もったいない話です。実際は使った方がいいんでしょうけれども、力関係もありますからね。これはドキュメンタリーをやっている方々に多いと思います。

それからもう一つ、テレビというのは新しいものを見たいわけです。メディアの特性としてそうなんです。再放送というのは、古い、見損ねたものを見るという程度という考え方がありますから、番組の種類によっては再放送しても意味のないものがたくさんあります。だから、再放送で売れるケースが少ないのは当然です。それは映画と本質的に違うところだと思います。でもその結果、似たようなものが各局でいっぱい放送されることになってしまう。

もう一度どうしても見せたい、見たいというものはなくはないんですけれども、そういう場合の窓口権などいろいろなことが問題になっているわけで、僕はテレビというメディアが再放送には、特に地上波の場合はなかなかなじまないと思います。例えばNHKでもBSで再放送するとか、BSのものを地上波でということもありますが、違うメディアで放送する場合には、また違う価値があるのではないかと思います。これからそうやっていくんじゃないかなと思うので、その利用法は多分にあるんじゃないかと思います。

先ほどの全額負担というところにはこだわるんですけれども、全額出しているというのは、枠を持っているのはテレビ局であり、その枠に対して予算を持っているのがテレビ局なんです。それで発注しているわけですから。しかも、それを最初に契約のときに全額出してくれるのであれば問題は何もありませんが、こちらが銀行から借りて権利料を払って作っているわけです。その中で利益を出さなければならないしんどさがあるので、放送権の譲渡のためならいいけれども、著作権はあるんだよということぐらいはせめて欲しいなというところが、著作権ハンドブックを作ったときのエネルギーだったんですよ。

【佐藤委員】 そういう理解です。

【澤田オブザーバー】 全額払っているからテレビ局のものだといったら、放送の場合はどの商品でも先に作って全部後から対価を払う、つまり放送権の対価だけもらっているという考え方も成り立つのではないかと思います。枠が自由に振り分けられるようになっているなら別ですが、枠は国から認められている権利ですからね。我々は絶対持てない。それは映画とは本質的に違います。映画は、自分たちの金で作って入場料をとって何とか上映することはできるわけですから。

【大山主査代理】 高橋委員、今のご回答でよろしいですか。

【高橋委員】 はい、わかりました。クリエイターズ・プラスさんにちょっとお伺いしたいんですが、資料の5ページ、データベースの可能性のところに、「窓口業務代行を製作プロダクションが行う許可をいただき、具体的な販売が進行中」とあるんですが、許可をいただきというのは私はちょっとびっくりしてしまいまして、事実はそのようなのでしょうか。

【柏井オブザーバー】 こういう話ができるようになったのも、僕にとってはここ1年ぐらいのことで、やはり何とか自分たちの、例えば、「ザ・ノンフィクション」であれば、半年、1年かけてつくるわけですね。それがたったの1回だけで終わってしまうことの、作り手としてのやるせなさみたいなこと、あるいは、取材対象者も協力していただいたことも含めて、我々を信頼して出てくれて、自分の生活を含めて、生き方を含めて見せていく、さらけ出してくれているものを撮って放送するわけですから、それはやはり一度だけではもったいないみたいなことが一つあります。

もう一つは、我々にもコンテンツを流通させることができるということで、僕は昨年初めて、寺島と一緒にフジテレビさんに行きました。恥ずかしいことに、僕はそのときATP契約のことを知りました。こういう可能性が出てきたからここに目が行ったことですし、また、担当プロデューサーも必ずしもそういうことを言ってくれるわけでもないですし、そんなことで、改めて今つくっているやつあたりは、ぜひATP契約でやろうとは思っています。そのときに、そういう窓口業務の代行ということが、そうすんなりいくことではないと思っていたので、フジの担当の方から大変だけどやってくださいと言われたときには、正直うれしかったですね。

それと、先ほど放送権のことをお尋ねになっていたので、私どものケースをお話しします。今、製作会社がテレビ局から放送権を買ってもらうケースはなかなか奇跡的なことだと思います。たまたま、BSデジタル波については、製作費自体が通常の地上波と同じ1時間番組をつくるのに比べても、2割から3割ぐらいの製作費しかないのが現状ですね。となると、我々が作りたいたいものを作ったときに、それが例えば1本2,000万円かかったとします。BSデジタル波のほうで出せるお金が300万とか400万しかないわけですから、放送権でやってくださいということが可能になったケースですね。

では、この間、ほかに使えないかということ、あくまでBSデジタル波の放映権だけなので、あわせて買っただけのところがあれば、地上波デジタルの各局、地方局に売ることも可能ですし、もちろんCSも可能ですし、現在、ネットに配信したり、DVDにして売ったりということもやっているんで、NHKの予約購入権もありますけれども、民放のほうでも、そういう形で何とかそういう、例えば今、AMDさんを含めて、総務省さんの指導で放送枠の開放に近いことをチャレンジしていただいていますけれども、その手のことが多少の枠でもいいから出てきたときに、製作会社がほんとうにリスクを背負ってつくって、評価されて強くなるというところに、つくることの喜びも含めて、可能性があると思います。

【大山主査代理】 では、長田委員お願いします。

【長田委員】 今までのお話の中で、私の中で著作権というものがどういうものなのか混乱してしまいまして、いろいろなご意見があるということだけわかって、プロダクションの皆さん

が非常に弱い立場に置かれているということは確認できたかなと思います。その中で、これから10年後、テレビはだれがつくるのかという呼びかけに対して、放送局の皆さんもフェアにやっていきたいとおっしゃっておられるわけですから、そのフェアさが目に見えるように変えていっていただきたいと思っています。

番組をつくるときに、いろいろな出演者の方との権利の交渉はどなたがなさっているのかなど。かなり小さいプロダクションにはそういう作業をする方が全くいないということなのか、その程度のことならできるといえることなのか。先ほどのような組合での援助があれば十分にこれからはやっていけるという表明をなさったんだらうと聞いておりますが、これからコンテンツの流通の取引をプロダクションの側でどんどんやっていけて、そのリスクも背負いますとおっしゃっている以上、放送局のほうはその全リスクを背負っているとおっしゃっていましたので、負担も軽くなっていいだろうなと思いました。ぜひ将来的に目に見える形で放送局も変わっていただきたいと思います。

【大山主査代理】 ひと通りご意見をいただいた後に、質問のお時間を設けたいと思います。

それでは、次は権利者の立場から椎名委員にお願いしたいと思います。

【椎名委員】 映画の著作物と放送番組は権利処理が違います。映画の著作物の場合は、実演家の権利が制限されています。局製作以外の番組において、それをテレビ映画と称して権利処理は必要ないというような考え方があります。しかしながら、ATP関連のそういう番組製作者の方々の中で意のある方々は、きちんと実演家の権利処理をされているという現実が一方であります。また、澤田さんの、番組と映画は違うだろうという明快なお言葉、非常にうれしく思いました。

一方で、映画と番組の権利処理が違うのはおかしいとおっしゃるフジテレビの方がいらっしゃるのは、びっくりしました。局製作番組については、粛々と権利処理を行うという立場を表明されているのは、非常に驚きました。

また、今日のお話を伺って、まずはこうした取り組みについて意思を明確にされたことについては、非常に敬意を表したいと思います。放送番組の流通を拡大することについて、これまで何度となく、例えばブロードバンド事業者の方々にリスクとコストをとってやる気はないのかというふうなことを質問させていただいてきたわけですが、費用対効果などというお話までは聞けても、ここまで明快なお話はいただいたことはなかったと思うんですね。流通を促進するために許諾権を奪ってしまうことばかりを考えておられるブロードバンド事業者の方々の虫のよさと比べれば、極めてフェアなスタンスであって、大いに評価させていただきたいと思います。

日本を代表するような通信事業者の方々などが言わなかったことについて、窓口権があれば放送番組の再価値化に貢献できるというふうに言っていたことについては、非常に

大きいと思います。しかも、著作権情報の集約とかのレベルを超えて権利処理をやりますというふうにも書いてありますよね。それは我々から見ますと、何度も繰り返してきたことなんですけれども、権利者団体としては適正な対価の還元を実現するウインドーの拡大というのは大歓迎であって、しかも自らリスクとコストをとってこれに立ち向かう方々については、我々権利者団体としても全面的に支援し、また、我々も委任情報の集約化とかいう形で全面的に協力をしていきたいと思っています。

一方で、先ほど来出ている9月の金光さんの提言ですよ。その中にも、番組製作者に対する適正な分配ということがきちんと提言として入っていた。そういう意味から言うと、いろいろ細かい話はあるとは思いますが、少なくとも、このミッションの中には合致していると思うんですね。だから、放送局も、ぜひこういった動きをサポートして、市場の拡大ということをやっていかないといけないのではないかと思います。

【大山主査代理】 ありがとうございます。民放のほうから植井さん、お願いします。

【植井委員】 TBSの植井でございます。若干誤解があるかもしれないと思い、あえて申し上げます。私はずっと著作権契約ばかりやっておりますので、ATPさんともこれまでいろいろなとお話し合いもさせていただいてきております。

フジテレビさんのおっしゃった、金光さんのレポート云々というお話ですが、そういう契約もあると私はとらえております。各社いろいろな契約形態があり、例えば「完パケ」という、番組を100%つくっていただくことをお願いするケースもあれば、特定の方だけ派遣していただくような契約もあると承知しております。ですので、すべてそれが、いわゆるATP契約ということでないとおかしいということでもないだろうと。それぞれの製作のときに応じて、大切なのはやはり事前にお互いに了解して話し合うこと、つまり契約書を押しつけるというのはフェアでもありませんし、下手をすると優越的地位の乱用に当たるかもしれないと考えます。

そういうことを踏まえまして、以前、私の記憶では、総務省さんの中で、取引の公正化・透明化に関しての検討会が、立教大学の舟田先生を座長として開かれまして、その場では、どういうふうな取引形態があるかということも含めて議論し、契約書もちゃんとつくりましょう、といったことも議論されたわけでございます。今回も新たに下請法についてのお話し合いもさせていただくことになったと理解しております。まず、どういう契約か事前に話し合うのは必要でございますし、しかも、今回寺島さんがお出しになっている文書も、それぞれの作品ごとの契約があるから、それに従っていると。例えば、「ザ・ノンフィクション」について、放送局の許可のもとで窓口業務をやられると書かれているのは、そのような契約に当初からなっていたからと私は考えております。ですので、大切なのはやはり事前に入念な話し合いをさせていただくことと考えております。

それから、先ほどの高橋委員のご質問に放送局の立場からお答えいたしますと、まず1つ目の権利処理手続は、製作会社ではできないから放送局が代行せざるを得ずという部分でございしますが、それは権利処理に限ったものではないと思っております。例えば、権利処理スタッフだけでなく、営業スタッフ、例えば海外番販の場合、売り込みのスタッフ、中国語に精通したスタッフをそろえておりますので、その番組・コンテンツの価値を最大化するということから言えば、例えばですが、放送局が窓口で海外に売ったほうが、そのコンテンツ価値を高めるのに有効というケースの場合は放送局が窓口をやる理由があると思っておりますし、その場合には、必ず製作会社に、例えば50%であるとか、あるいは話し合いによってパーセンテージは上下することがあると思っておりますが、配分させていただくことになっているわけでございます。

ただ、それも、あくまでも古い番組、例えば放送局自体の最初の放送権が消滅した後などは、例えば製作会社のほうでこういう形で出したいというお話を、窓口が放送局にあっても持ってこられるケースもございします。そういった場合は、それでコンテンツが動いて、新たな価値を生み出して、配分もあるということであれば、私どももそれについて否定するわけでもないということになっていると思っております。これは他の局も同じような状況かと思っております。

それから、2番目のご質問、製作会社の依頼で仕方なく窓口を受けているのかということでございますが、そうではなく、やはり、コンテンツ価値を最大化し、コンテンツ流通を活性化させるために、スタッフも揃え、喜んで受けっていると申し上げたほうがよからうかと思っております。以上でございます。

【大山主査代理】 ありがとうございます。それでは、NHKの元橋様、お願いします。

【元橋オブザーバー】 私の育った田舎は当時TBS・朝日放送系の民放が1局しかなく、「てなもんや三度笠」など澤田さんのおつくりになった番組を見て育ち、それに憧れてテレビの世界を志したんですが、私もかつて番組制作をやっていた立場として、きょうはテレビの世界の大先輩の皆さんから非常に貴重なご指摘もいただいた中で、私もまた一制作者に戻ったような気持ちになって、制作パワーをよりエンカレッジしていくためにはどうしたらいいかという観点からコメントさせていただきます。NHKでは、年によって違いますけれども、大体年間50人程度ディレクターを採っています。制作会社さんでもそうでしょうが、一人前になるにはやはり10年くらいかかります。5年から10年かかって、やっとプライムタイムの全国ネットで放送できるような品質の高い番組をつくれる。そういう仕事です。それだけに、やはりクリエイティブということに対して価値を置いているし、また、局のプロデューサーやディレクターも、制作会社の皆さんもそうだと思いますが、過酷な労働にもかかわ

らず誇りを持って働いています。

この場にいらっしゃる放送業界、番組制作にかかわっている業界以外の方から見ると、（先ほどからの議論は）あたかも制作会社VS放送局みたいな構図に見えてしまうかもしれませんが、もちろん制作会社の皆さんがご指摘になったようないろいろな現場の思いやもっといいものをつくりたい、生活を改善したいという思いがあるのも事実だとは思いますが、先ほどから民放各局の委員のご意見や消費者委員の皆さんのご意見も聞いていて思ったのは、この委員会で我々はずっと放送番組の流通をどうすればいいかという議論をしてきたんですけども、流通の議論を一生懸命やればやるほど、制作のところの議論が空洞化しているのではないかと、ということです。テレビの制作パワーがちゃんと次の時代に継承していけるんだらうか。いいものをつくり続ける環境として、いい循環ができるんだらうか、ということが、今、一番問われているのではないかと、ということです。局対制作会社という対立の構図でおもしろおかしく語る人たちは、雑誌も含めていろいろいるんですが、ほんとうは、もっと根っここのところの製作力をどうやって底上げして、エンカレッジしていくか、製作者自身のモチベーションを高めていくためにどうしていくかということが実はすごく大事だと思います。そこが「対立の構図」に隠れてしまって議論されないというのはすごく残念なことです。今、放送波という電波だけではなくて、いろいろなブロードバンドの流通のネットワークができたり、パッケージ系のいろいろな商品展開が可能になってきたという中で、制作力を持っている人たちがどういうふうに分たちの番組やコンテンツをつくって、それをできるだけ多くの人に見てもらおう。視聴率というのも一つの尺度だと思います。できるだけ多くの人に見てもらおうというのは自分のモチベーションだし、それがDVDになったりブロードバンドに展開していっぱい売り上げが上がるというのも、次の製作費に還元でき、また自分の給料も高くなってということかもしれません。問題点はもちろん正していかないといけません、攻撃をしたり批判をしたりしているだけではなく、そういういい循環をつくり上げていくために、みんながどれだけ汗をかけるか。議論自体もクリエイティブなものにしていかないとやはり実りのある構図にはならないのではないかと、思っています。

【大山主査代理】 ありがとうございます。まとめをしていただいたような気もしますが、今日の状況は村井主査にお伝えして、相談してみます。まだまだ皆さん方、言い足りないのではないかと気もしますが、ただ、本来の目的である、それこそ製作者の人たちをどうエンカレッジするか、それがまた多くの利用者、消費者の人たちにも喜んで使ってもらえるような形をつくるかということが本来の目的なので、そこに関係するさまざまな方たちの権利をうまく整理して、みんながこの審議会が目的としている目標を達成できるような方向に持っていくべきだと思います。

【高橋委員】 窓口権を製作者の方がお持ちになるとコンテンツの流通促進にはものすごくいい

とっていた立場からすると、いや、実は代行は嫌々ではなくて喜んでやるんですよと言われてしまうと、またこの問題は根が深くなったなと感じたのが正直なところでございます。

製作者と放送局という対立構造でなく、対立構造・バーサスの関係にさえないというのが現状ではないかなというのが今日お伺いして一番感じたことでございます。下請法に抵触するようなお話をたくさん伺いましたし、ここで見えない優越的な地位の濫用があるのでありまして、今のままで、いわゆる製作パワーのエンカレッジと言われると、今までできていなかったことがどうしてできるんでしょうか、そんなきれいなお話じゃないですよというふうに感じました。知財本部のほうでも、この下請法の話も出ておりますし、取引適正化のための何らかのサポートが必要だなと思っています。

それと、今日もう一つの収穫は、澤田さんがおっしゃった、地上波は再放送番組をするべきではないと。私も全くそのように思いました。そうすれば、そこにたくさんの製作者が活躍する余地が出てきて、そこできちんといいものをつくって、それを流通させるというのが、本来、コンテンツ流通の目指すべき道ではないかなと思いましたが、非常にいいアドバイスをいただいたように思いました。ありがとうございました。

【大山主査代理】 ありがとうございます。誠に恐縮ですが、本日の議論はここまでとさせていただきます。

取引市場ワーキングにおける議論につきましては、本日いただきましたご意見を含めて、引き続き議論を深めたいと思います。検討状況につきましては、逐次、本会議のほうにも報告いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上のほか、さらに調査に必要な事項、今後の議事の進め方につきましてご意見等がございましたら、事務局にお伝えいただきたいと思います。

事務局側から何かございますか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、次回、3月になりますが、日程、場所等、可能な限り早期にお伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

【大山主査代理】 本日は、非常に活発なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは、以上で本日の会議を終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。閉会いたします。

以上